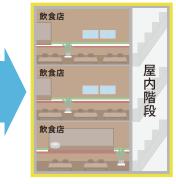




新たに消防用設備等が必要になる場合があります

1 テナントの入居

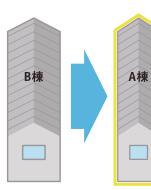


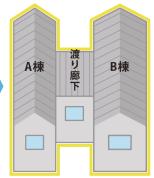


自動火災報知設備 必要

接続•増築







屋内消火栓設備 自動火災報知設備 必要

3 使用用途の変更

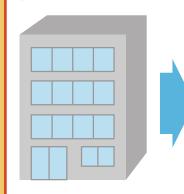




スプリンクラー設備 必要 自動火災報知設備

(事例) 4

建物の工事(窓を塞ぐ)





スプリンクラー設備 必要



用途変更や建物の工事によって、新たに消防用設備等 が必要になる場合がありますので消防署に事前相談を お願いします!

名古屋市消防局

詳しくはコチラ



用途変更・建物の工事等をお考えの方へ

~必要な手続き等をまとめましたのでご活用ください~



事	前	相	談
	_	_	

建物がある行政区の消防署(予防課)に連絡し、予防課の担当者と 必ず工事開始前に相談し、消防法令で必要になる手続きや 設備等を確認してください。

←確認後 🗹

事前相談の結果、消防設備等の工事が必要になった場合は、消防 用設備業者等に依頼し、着工届を建物のある行政区の消防署(予 防課)に届出してください。

← 確 認 後 🚩

工事完了後、消防用設備等の試験をし、設置届を作成します。作 成後、建物のある行政区の消防署(予防課)に設置届を届出して ください。

← 確 認 後 🚩

設置届を届出する際には検査が必要か確認してください。必要 な場合は検査を受け、合格であれば、消防用設備等検査済証を交 付することができます。

←確認後▼

工事した部分のテナントや建物を利用開始する7日前までに 防火対象物使用開始届を建物の行政区の消防署(予防課)に届 出してください。

←確認後▼

着工届 設置届

検査

使用開始届

建物のある行政区の消防署(予防課)の連絡先はこちらをご確認ください!								
千種消防署	764-0119	東消防署	935-0119	北消防署	981-0119	西消防署	521-0119	
中村消防署	481-0119	中消防署	231-0119	昭和消防署	841-0119	瑞穂消防署	852-0119	
熱田消防署	671-0119	中川消防署	363-0119	港消防署	661-0119	南消防署	825-0119	
守山消防署	791-0119	緑消防署	896-0119	名東消防署	703-0119	天白消防署	801-0119	